

議会運営委員会次第

令和8年9月29日
議会運営委員会室

1 開 会

2 協議事項

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 議員発議案について | 資料1・2 |
| (2) 議員派遣について | 資料3 |
| (3) 決算議案の委員会付託について | 資料4 |
| (4) 本日の本会議の議事順序について | 資料5 |

3 その他

4 閉 会

令和8年9月29日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 川添 博

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

「特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

(理 由)

上記のことについて、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出する必要があるため。

議員発議案第2号

すべてのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書

(理 由)

上記のことについて、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出する必要があるため。

議員発議案第3号

少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

(理 由)

上記のことについて、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出する必要があるため。

議員発議案第4号

労働時間法制のILO三者構成原則の堅持を求める意見書

(理 由)

上記のことについて、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出する必要があるため。

議員発議案第 1 号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」

の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和 27 年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで 14 回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげてきているところである。

しかし、近年、気候変動に伴い、激甚化・頻発化する台風や大雨による甚大な災害が続く中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災など住民が安心して暮らしていくために必要な対策を講じていく必要がある。

このような中で、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が令和 9 年 3 月 31 日で期限を迎える。

については、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察のうえ、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を 5 年間延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	森 英 介 殿
参議院議長	関 口 昌 一 殿
内閣総理大臣	高 市 早 苗 殿
財務大臣	片 山 さつき 殿
総務大臣	藤 井 比早之 殿
農林水産大臣	築 和 生 殿
国土交通大臣	井 林 辰 憲 殿

すべてのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が、深刻な社会問題となっている。その影響は肉体的・精神的負担にとどまらず、社会的孤立、経済的困窮、学業や就労機会の喪失など、人生全般に及んでいる。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性を明記したが、包括的な法制度の整備には至っていない。一方、先進自治体の条例では「ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援する」との理念が掲げられており、ケアラー本人の尊厳を守る視点が一層重要となっている。

よって、国においては、すべてのケアラーが孤立することなく、安心して暮らし、学び、働き続けられる社会を実現するため、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 ヤングケアラー、障がい児者の家族、ワーキングケアラー等、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援を整備すること。
- 2 相談支援専門員、ケアマネジャー等の支援人材の確保・育成や地方公共団体が地域の実情に応じた継続的な支援を安定して実施できるよう、財政的支援の充実を図ること。
- 3 ケアラー本人の支援に対する国民の理解を深め、社会全体で支える機運の醸成を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
財 務 大 臣	片 山 さ つ き 殿
文 部 科 学 大 臣	関 芳 弘 殿
厚 生 労 働 大 臣	上 野 賢 一 郎 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	中 司 宏 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の
拡充を求める意見書

令和3年度施行の改正義務標準法により、小学校の学級編制標準は令和7年度までに段階的に35人へと引き下げられた。また、中学校についても、令和8年度の中学1年生から、学年ごとに順次引き下げる方針となっており、今後は、高等学校においても35人学級の早期実施など少人数学級の実現が求められる。

学校では、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校問題に向けた対応など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。本県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地域の実情に応じた教育施策を実現できる教職員定数改善が求められている。

また、教員の安定確保を目的とした義務教育費国庫負担制度であるが、平成18年度から国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられている。自治体が安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには財源保障をはじめとする条件整備は不可欠である。

よって、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 高等学校での35人学級を検討すること。
- 2 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 3 新規採用の持続的な確保に加え、定年引上げ期間中にも教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 4 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
文 部 科 学 大 臣	関 芳 弘 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

議員発議案第4号

労働時間法制のILO三者構成原則の堅持を求める意見書

「働き方改革」関連法の施行から約7年が経過したが、いまだ過労死はなくなり、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数は過去最多を記録している。現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な社会・地域を維持するために求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

よって、国は、「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論にあたっては、ILO三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官

森 英 介 殿
関 口 昌 一 殿
高 市 早 苗 殿
上 野 賢 一 郎 殿
木 原 稔 殿

資 料 2

令和8年9月29日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 川添 博

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

決算特別委員会の設置について

(理 由)

令和7年度決算議案（第15号～第19号）について審査するため、設置するものである。

議員発議案第 5 号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第 1 5 号「令和 7 年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第 1 6 号「令和 7 年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」
・ 議案第 1 7 号「令和 7 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第 1 8 号「令和 7 年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」
・ 議案第 1 9 号「令和 7 年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第 9 8 条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 3 2 名（議長及び監査委員の任にある 3 名を除く議員全員） |

議 員 派 遣

令和8年9月 日

次のとおり、議員を派遣する。

1 第26回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 目 的 都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する

- (2) 派遣場所 東京都

- (3) 期 間 令和8年11月10日（火）

- (4) 派遣議員 川添 博 黒岩 保雄 齊藤 了介 野崎 幸士
日高 陽一 二見 康之 本田 利弘 山下 博三
坂本 康郎 重松 幸次郎 松本 哲也 脇谷 のりこ

令和8年9月定例会

令和8年9月29日

決算議案 委員会付託表（案）

[議 案]

番 号	件 名	委 員 会
第15号	令和7年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
第16号	令和7年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	
第17号	令和7年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第18号	令和7年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	
第19号	令和7年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

本日の本会議の議事順序（案）

令和8年9月29日

1 開 議

※ 9月18日の本県での大雨及び台風25号による被災者に対する議長発言

2 常任委員長の審査結果報告、採決（議案第1号～第11号、第13号及び請願）

(1) 常任委員長の審査結果報告

- ・総務政策常任委員会 内田理佐 委員長
- ・厚生常任委員会 福田新一 委員長
- ・商工建設常任委員会 本田利弘 委員長
- ・環境農林水産常任委員会 山口俊樹 委員長
- ・文教警察企業常任委員会 岩切達哉 委員長

※ 質疑 通告なし

(2) 討論（1人10分以内）

[通告者] 前屋敷 恵美 議員

(3) 採決

① 議案

- ・議案第1号 ----- 起立採決
- ・議案第2号～第11号、第13号 ----- 一括簡易採決

② 請願

- ・請願第21号、第22号（採択） ----- 一括簡易採決

③ 閉会中の継続審査・調査

- ・総務政策常任委員会
（総合政策及び行財政対策に関する調査）
- ・厚生常任委員会
（福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査）
- ・商工建設常任委員会
（商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査）
- ・環境農林水産常任委員会
（環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査）
- ・文教警察企業常任委員会
（教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査）
- ・議会運営委員会
（次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査）

一括簡易採決

3 議員発議案追加上程・採決（議員発議案第1号～第4号）

(1) 説明 ----- 省 略

※ 質疑・討論 通告なし

(2) 採決 ----- 一括簡易採決

4 議員派遣 ----- 簡 易 採 決

5 議案に対する質疑（議案第15号～第19号）（1人10分以内）

[通告者] 前屋敷 恵美 議員

6 議員発議案上程・採決（議員発議案第5号 決算特別委員会設置）

(1) 説明、質疑 ----- 省 略

※ 討論 通告なし

(2) 採決 ----- 簡 易 採 決

7 議案の決算特別委員会への付託（議案第15号～第19号）---- 簡 易 採 決

【休 憩】

- 決算特別委員会（本会議場）
 - ・ 日程の決定
 - ・ 正副委員長の互選
 - ・ 分科会の設置
 - ・ 主査、副主査の選任
 - ・ 審査日程及び審査方針の決定

【再 開】

8 決算特別委員会 正副委員長互選結果の報告

9 散 会

[本会議終了後]

主査会（議会運営委員会室）